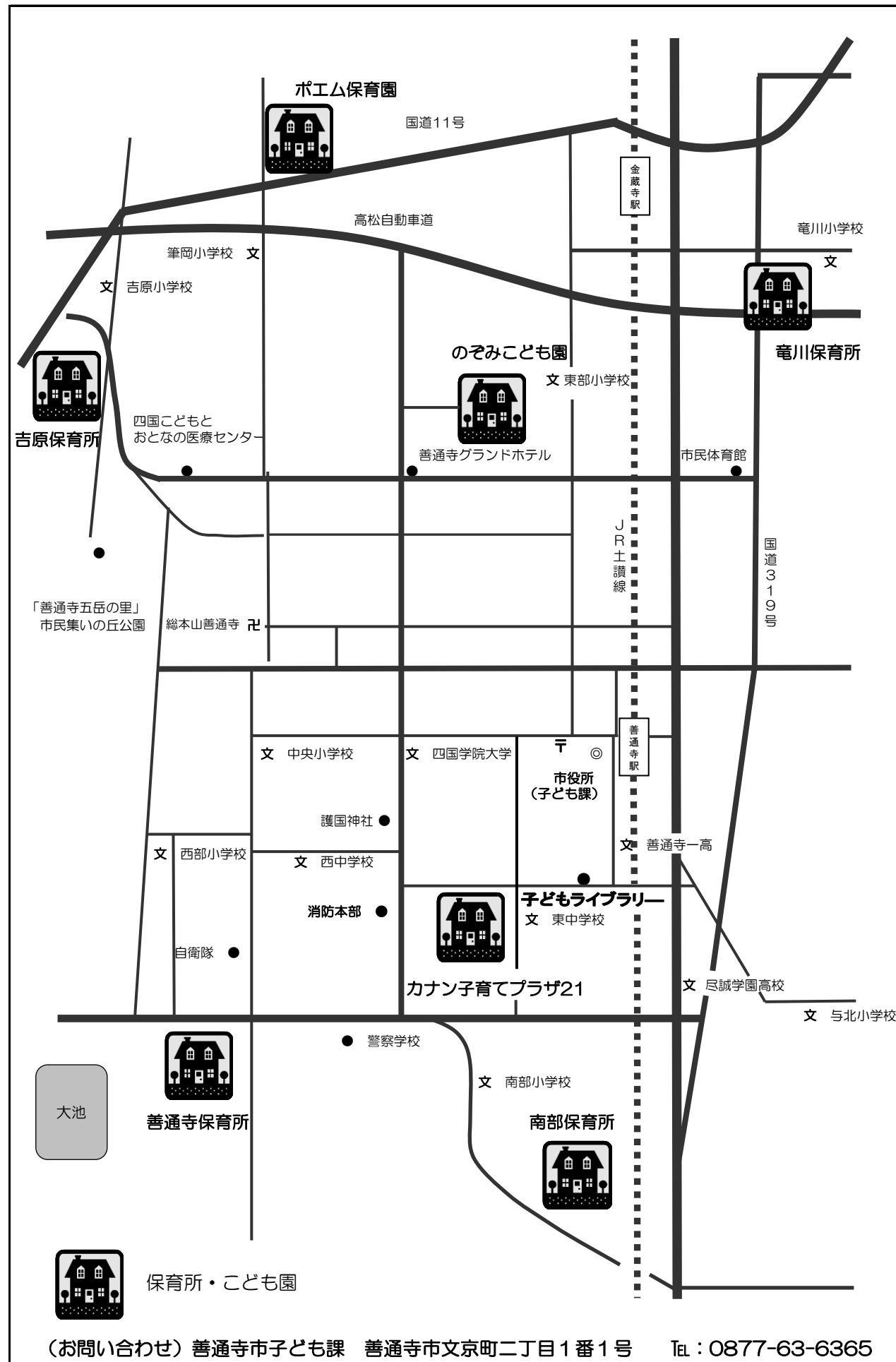




保育所・認定こども園 MAP



令和8年度 保育所・認定こども園入所のご案内 (保育が必要な児童)



1 保育所とは

保護者が就労や病気等の理由により、家庭において保育ができない乳幼児を保育することを目的とする施設です。この案内での保育所とは、「認可保育所」、「認定こども園(保育所部分)」、「地域型保育事業所」をいいます。

2 入所要件について

児童の保護者の全てが、次の(1)から(7)までのいずれかに当てはまる場合であって、かつ同居の親族やその他の者が、児童を保育できないと認められる場合に入所できます。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 就労 | フルタイムのほか、パートタイム、自営業、農業、内職など
※月最低48時間以上の就労 |
| (2) 妊娠・出産 | 母親の出産の前後である場合(産前8週・産後8週の4ヶ月程度※)
※申請時には出産予定日にて入所期間を試算します。
実際の出産日により再計算した結果、入所期間が前後する場合があります。 |
| (3) 保護者の病気・障害 | 保護者が病気であったり、心身に障がいがある場合 |
| (4) 親族の看護・介護 | 家庭に長期にわたる病人や心身に障がいを持つ人がいるため、保護者が常時看護にあっている場合 |
| (5) 就学 | 看護学校・職業訓練校等に通学している場合 |
| (6) 求職活動 | 児童を預けて就労先をさがす場合 |
| (7) その他 | 上記に類する状態と認められる場合 |



3 保育所入所手続きに必要なもの

※育児休業給付金の支給期間延長手続き等に必要な場合があります。必ずコピーをしてから提出してください。

(1) 教育・保育給付認定申請書兼現況届兼保育施設等入所申込書

児童1人につき1枚、必ず提出してください。

申込書の「入所児童の家庭の状況」欄に、個人番号(マイナンバー)の記入が必要となります。

(2) 保育を必要とする証明 (児童2人以上申し込む場合は、どちらかはコピーでも可)

- | | | |
|-----------|-----------------|---------------------------------|
| ①就労 | ・就労証明書(市指定用紙) | 職場で記載してもらってください。 |
| 自営業・農業等 | ・就労証明書(市指定用紙) | → ご自身で作成し、添付書類(別紙参照)を添えてご提出下さい。 |
| ②母親の出産 | ・母子健康手帳(写) | |
| ③病気・障害等 | ・医師の診断書(市指定用紙) | 病状及び見込期間がわかるものが必要です。 |
| ④親族の看護・介護 | ・医師の証明書(市指定用紙) | 看護が必要な期間の見込がわかるものが必要です。 |
| ⑤就学 | ・在学証明書(写) | |
| ⑥求職中 | ・求職活動申告書(市指定用紙) | |

入所後、概ね2～3ヶ月以内に就労証明書の提出がない場合は、退所になる場合があります。

(3) 保育料の算定及び副食費の免除対象者の判定に必要な書類(新規の方のみ)

保護者が令和7年1月2日以降に普通寺市に転入された場合は、マイナンバーの利用に関する同意書(別紙)及び本人確認書類もしくは令和7年度市県民税所得課税証明書(令和7年1月1日に住民登録のあった市町村で発行)が必要です。



4 保育所の入所について

保育の必要性を総合的に判断し、保育を必要とする度合いの高い順に入所の調整を行います。
下記の事項をあらかじめご了承ください。

- (1) 入所要件に該当しない場合は、入所できません。
- (2) 入所希望者が多数の場合は、希望する保育所に入所できない場合があります。
- (3) 入所要件の該当理由によっては、保育期間の希望に添えない場合があります。

5 保育料・給食費

幼児教育・保育の無償化により3歳児～5歳児クラスの保育料と0歳児～2歳児クラスの
市民税非課税世帯の保育料は無料となっています。

3歳児～5歳児クラスについては、給食費（主食費・副食費）について5,900円
を上限に市が補助を行っています（年度によって上限額が変更となる場合があります。）。
上限を超える場合は、各保育所で決められた金額を、直接納入してください。

- (1) 保育料は、児童と同居する保護者または扶養義務者の市町村民税所得割額の合計により
決定します。保育料算定の切り替え時期は毎年9月となりますので、9月分から保育料が
変更になる場合があります。

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	令和7年度の市町村民税に 基づく保育料					令和8年度の市町村民税に 基づく保育料						

- (2) 保育料は、口座振替により納入していただきます。月の途中での退所や欠席した日がある
場合も、その月の保育料は全額納入していただくことになりますので、ご了承ください。
なお、保育料を正当な理由がなく指定の期限内に納入しない時は、家庭保育をお願いする
場合があります。

6 保育内容

- (1) 保育利用時間

利用時間は、保育標準時間（最長11時間）と保育短時間（最長8時間）のいずれかを選択
できます。ただし、求職中・育児休業中の方は短時間での認定となります。

保護者の勤務状況等にあわせて利用時間は変更できますので、年度途中で変更を希望する場合
は、保育所に事前にご相談の上、届出書を提出してください。

- (2) 児童の送迎

保護者または保護者に代わる人の送り迎えが必要です。

7 退所について

年度の途中で、市外への転出または家庭での保育が可能等の理由で退所する場合は、退所
する月の25日までに届出書を保育所または市子ども課へ提出してください。

届出書は、保育所または市子ども課にあります。

8 延長保育について

各保育所において、延長保育（有料）を実施しています。

延長保育のご希望がある場合は、希望する時間を申込書にご記入ください。

記入上の注意



「教育・保育給付認定申請書兼現況届兼保育施設等入所申込書」は、次の点に注意しご記入のうえ、
第1希望の保育所に提出してください。入所申込書は、児童1人につき1枚必要です。
添付書類は、児童2人以上の場合はどちらかはコピーでもかまいません。

- 1 保護者の連絡先を、必ず記入してください。
- 2 「入所児童氏名」にはふりがなをつけ、「生年月日」（出生前の申請の場合は、「出産予定
年月日」）を記入してください。
- 3 「個人番号」は、世帯全員についてご記入ください。
- 4 「保育の実施を希望する期間」は、年度更新のため最長で「令和9年3月31日まで」となります。
- 5 延長保育は、各保育所において有料で実施します。希望者は、「有」に☑をしてください。
- 6 「入所児童の家庭の状況」欄には、入所児童と同居する世帯全員について記入してください。
別居でも生計を一にする者については、記入してください。
- 7 「勤務先又は学年等の名称と学年」は、児童等については、令和8年4月の時点で通園・通学
（予定）している学校名（〇〇幼・小・中・高校・大学 △年生）を記入してください。
- 8 「現在の保育の状況」、「保育を必要とする理由」は、該当する項目に☑をしてください。
- 9 「生活保護の状況」、「ひとり親世帯の状況」、「障がいの状況」は該当する場合は記入して
ください。
- 10 進学等により、市外で生活しているお子様がいる場合は、対象となるお子様について、保護
者が扶養していること（保険証の被扶養者である等）が分かる書類を添付してください。
- 11 「申立書」は、父母の状況を記入してください。保護者が育児休業中の場合は、職場復帰予
定日を記入してください。職場復帰の前月から入所希望ができます。また、児童の健康上気にな
る点があれば、保育する上での参考にしますので、必ず記入してください。
- 12 申し込み後に記載内容に変更があった場合は市子ども課へ、入所後に記載内容に変更があった
場合は保育所へ、速やかに届けてください。

令和8年度中に入所予定の方については、出生前でも申請ができます。ただし、仮申請ですので、
出生後、子ども課で手続きが必要です。その時点で正式な申請として受け付けます。

